

## 用途地域による建築物の用途制限比較表

法改正に伴い、平成19年11月30日から、用途地域による建築物の用途制限の内容が変更されました。

主な変更内容は、第二種住居地域、準住居地域、工業地域及び工業専用地域における、大規模集客施設の建築の制限です。

※大規模集客施設とは、延べ面積が10,000m<sup>2</sup>を超える店舗・飲食店・劇場・映画館・展示場・遊技場等です。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居	第二種低層住居	第一種中高層住居	第二種中高層住居	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
○ 建てられる用途														
× 建てられない用途														
①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり														
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m <sup>2</sup> 以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150m <sup>2</sup> 以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が 150m <sup>2</sup> を超え、500m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が 500m <sup>2</sup> を超え、1,500m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が 1,500m <sup>2</sup> を超え、3,000m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が 3,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が 10,000m <sup>2</sup> を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×
事務所等	事務所等の床面積が 150m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 150m <sup>2</sup> を超え、500m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500m <sup>2</sup> を超え、1,500m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500m <sup>2</sup> を超え、3,000m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000m <sup>2</sup> を超えるもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	×	×
遊戯施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000m <sup>2</sup> 以下
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	○	○	▲ 10,000m <sup>2</sup> 以下
	雀屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	×	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	○	▲	▲ 10,000m <sup>2</sup> 以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	▲ 客席200m <sup>2</sup> 未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	○	○	▲	○	○	▲ 個室付浴場等を除く
学校・病院	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡回派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600m <sup>2</sup> 以下
自動車教習所		×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000m <sup>2</sup> 以下
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)	×	×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 300m <sup>2</sup> 以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600m <sup>2</sup> 以下 1階以下 ② 3,000m <sup>2</sup> 以下 2階以下 ③ 2階以下
		※一団地の敷地内について別に制限あり												
		倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
	畜舎(15m <sup>2</sup> を超えるもの)	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000m <sup>2</sup> 以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50m <sup>2</sup> 以下	×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50m <sup>2</sup> 以下 ② 150m <sup>2</sup> 以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
	自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ① 50m <sup>2</sup> 以下 ② 150m <sup>2</sup> 以下 ③ 300m <sup>2</sup> 以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500m <sup>2</sup> 以下、2階以下 ② 3,000m <sup>2</sup> 以下
	量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
	量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

注)本表は、すべての制限について掲載したものではありません。建築物の用途については、建築基準法上の制限以外に別の法律によって制限を受ける地域があります。